

# 平成29年度第1回愛媛県宇和島構想区域

## 地域医療構想調整会議次第

日時：平成29年8月21日（月）  
18：30～19：30

場所：南予地方局 7階 第2会議室

### 1 開 会

### 2 議長あいさつ

### 3 協 議

- (1) 平成30年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業について
- (2) 病床機能報告制度の結果について
- (3) 救急患者調査結果の報告について
- (4) その他

### 4 閉 会

愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議委員

(任期：平成29年6月12日～平成31年6月11日)

所 属	団 体 等	役 職	氏 名	備 考
医師会	1 宇和島医師会	会長	友松 孝	
	2 南宇和郡医師会	会長	伊藤 孝徳	
歯科医師会	3 宇和島歯科医師会	会長	宇都宮 章	
	4 北宇和歯科医師会	会長	福河 和人	
	5 南宇和郡歯科医師会	会長	浅海 裕紀	
薬剤師会	6 愛媛県薬剤師会宇和島支部	支部長	井上 貴博	
看護関係者	7 市立宇和島病院	看護部長	中橋 恵子	
介護関係者	8 指定居宅介護支援事業所 いこい	施設長	家田 基行	
医療機関	9 独立行政法人地域医療機能推進機構 宇和島病院	院長	渡部 昌平	
	10 市立宇和島病院	院長	梶原 伸介	
	11 医療法人沖繩徳洲会 宇和島徳洲会病院	院長	池田 佳広	
	12 鬼北町立北宇和病院	院長	吉田 幸生	
	13 旭川荘南愛媛病院	院長	岡部 健一	
	14 愛媛県立南宇和病院	院長	鶴岡 高志	
	15 宇和島市病院局	病院事業管理者	市川 幹郎	
市 町 保険者	16 宇和島市	副市長	笹山 誠司	
	17 松野町	副町長	須山 定保	
	18 鬼北町	副町長	井上 建司	
	19 愛南町	副町長	岡田 敏弘	
保険者	20 全国健康保険協会愛媛支部	支部長	家高 眞信	
保健所	21 宇和島保健所	所長	廣瀬 浩美	

愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議  
救急医療分科会委員名簿

所 属		役 職	氏 名	備考
医師会	宇和島医師会	会長	友松 孝	
医療機関	独立行政法人地域医療機能 推進機構 宇和島病院	院長	渡部 昌平	
	市立宇和島病院	院長	梶原 伸介	
	医療法人沖繩徳洲会 宇和島徳洲会病院	院長	池田 佳広	
	鬼北町立北宇和病院	院長	吉田 幸生	
	旭川荘南愛媛病院	院長	岡部 健一	
	宇和島市病院局	病院事業管理者	市川 幹郎	
保健所	宇和島保健所	所長	廣瀬 浩美	

オブザーバー	独立行政法人地域医療機能 推進機構 宇和島病院	事務長	斧 信之	
	市立宇和島病院	事務局長	竹葉 幸司	
		総務管理課長	森田 孝嗣	
	医療法人沖繩徳洲会 宇和島徳洲会病院	事務次長	赤嶺 豊	
	宇和島市	保健福祉部長	岡田 一代	
		保険健康課長	毛利 正光	
	松野町	保健福祉課長	上本 恵子	
	松野町国民健康保険 中央診療所	事務長	瀧本 美樹	
鬼北町	保健介護課長	伊野 清昭		

## 愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 宇和島構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、宇和島構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 調整会議では、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

- (1) 地域医療構想の策定及び実現に関する事項
- (2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 医療計画に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 調整会議は、委員25人以内で組織し、委員は、各構想区域名において次に掲げる者のうちから愛媛県南予地方局長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 郡市医師会の代表者
  - (2) 歯科医師会の代表者
  - (3) 薬剤師会の代表者
  - (4) 看護関係者の代表者
  - (5) 介護関係者の代表者
  - (6) 医療機関の代表者
  - (7) 保険者の代表者
  - (8) 市町の代表者
  - (9) 宇和島保健所長
  - (10) その他議長が必要と認めた者
- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

### (任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させることができる。
- 3 議長は、必要に応じてワーキンググループを設置し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、愛媛県宇和島保健所企画課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、愛媛県南予地方局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行する。